

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4663084号
(P4663084)

(45) 発行日 平成23年3月30日(2011.3.30)

(24) 登録日 平成23年1月14日(2011.1.14)

(51) Int.Cl.

G02B 21/36 (2006.01)

F 1

G O 2 B 21/36

請求項の数 3 (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2000-281762 (P2000-281762)
 (22) 出願日 平成12年9月12日 (2000.9.12)
 (65) 公開番号 特開2002-90655 (P2002-90655A)
 (43) 公開日 平成14年3月27日 (2002.3.27)
 審査請求日 平成19年8月23日 (2007.8.23)

(73) 特許権者 000000376
 オリンパス株式会社
 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号
 (74) 代理人 100065824
 弁理士 篠原 泰司
 (74) 代理人 100104983
 弁理士 藤中 雅之
 (72) 発明者 米谷 敦
 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オ
 リンパス光学工業株式会社内
 (72) 発明者 清水 敬之
 東京都渋谷区幡ヶ谷2丁目43番2号 オ
 リンパス光学工業株式会社内

審査官 森内 正明

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 中間鏡筒

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

光学装置に接続するための接続部が光軸方向の一方の端部側に形成されており内部に前記光学装置の光学像を投影するための投影光学系を保持している略筒状の第1のユニットと、

前記電子撮像装置に接続するための接続部が光軸方向の一方の端部側に形成されており光軸方向の他方の端部が前記第1のユニットの光軸方向の他方の端部と着脱可能である略筒状の第2のユニットと、

内部に所定の分光透過率を有する光学素子を保持しており必要に応じて前記第1のユニットの前記他方の端部と前記第2のユニットの前記他方の端部との間に装着される略筒状の第3のユニットと、を備え、

前記第3のユニットは、装着した際に前記第1のユニットと前記第2のユニットとに挟まれる部分の光軸方向の厚みが、前記第3のユニットの装着によって生じる前記光学像の光軸方向に対する位置ずれ量と等しいことを特徴とする中間鏡筒。

【請求項 2】

前記第1のユニットの前記他方の端部には、内周面にねじ部が形成されているマウント部が設けられており、

前記第2のユニットには、外周面に前記ねじ部に螺合するねじ部が形成されており、前記第3のユニットが前記マウント部の奥に挿入されているときは前記第3のユニットに突き当たるまで、また、前記第3のユニットが前記マウント部に挿入されていないとき

は前記マウント部の奥に突き当たるまで、前記第2のユニットの前記他方の端部を、前記マウント部にねじ込むように構成されていることを特徴とする請求項1に記載の中間鏡筒。

【請求項3】

光学装置に接続するための接続部が光軸方向の一方の端部側に形成されており内部に前記光学装置の光学像を投影するための投影光学系を保持している略筒状の第1のユニットと、

前記電子撮像装置に接続するための接続部が光軸方向の一方の端部側に形成されており光軸方向の他方の端部が前記第1のユニットの光軸方向の他方の端部と着脱可能である略筒状の第2のユニットと、

前記電子撮像装置に接続するための接続部が光軸方向の一方の端部側に形成されており内部に所定の分光透過率を有する光学素子を保持しており光軸方向の他方の端部が前記第1のユニットの光軸方向の他方の端部と着脱可能であり前記第1のユニットに対して前記第2のユニットとのいずれか一方のみを選択的に装着される略筒状の第3のユニットと、を備え、

前記第2のユニットと前記第3のユニットとの光軸方向の長さの差が、前記第3のユニットの装着によって生じる前記光学像の光軸方向に対する位置ずれ量と等しいことを特徴とする中間鏡筒。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、電子撮像装置を、顕微鏡等の光学装置に取り付けるために用いられる、投影光学系と所定の分光透過率を有する光学素子とを内蔵した中間鏡筒に関する。

【0002】

【従来の技術】

電子撮像素子を用いた従来の電子撮像装置では、電子撮像素子の受光量を確保するために、可視光波長域から紫外光波長域に至るまでの感度を確保するように構成されている。また、電子撮像素子で受光した光量が少ない場合等には、ガンマ特性をコントロールすることによって、画像再生時に光変換素子への入力の比率以上の出力を得る場合もある。この場合、被写体の分光状態（分光反射率）が略一定であれば特に問題ないが、h線付近の波長のエネルギーが、例えば、g線付近の波長のエネルギーよりも大きい場合、再生像の色味が、実際に人間の目で見た色味に対して青くなるという問題が出てくる。これは、人間の目の感度が可視域の短波長側に対してはかなり低いにもかかわらず、電子撮像素子は感度が短波長側でも高いため、短波長光を人間の目で見え易い色に再生してしまうからである。

【0003】

他方、顕微鏡に電子撮像装置を取り付けて撮影する場合には、投影光学系を内蔵したアダプタ又は中間鏡筒と称されている部品を、それらの間に介在させて取り付けるようしている。しかしながら、広い波長域にわたって受光感度を有している電子撮像素子に合わせ、投影光学系を、その広い波長域で良好な結像性能を有するように設計することはかなり困難なことであり、特に短波長側においては、一般に、波長による結像性能の変化（色収差）が激しくなってしまう。

【0004】

従って、顕微鏡に電子撮像装置を取り付け、接眼レンズによって標本状態を確認してから、もしくは確認しながら撮影をする場合には、上記したように、電子撮像素子が一般に人間の目と比べて短波長側に高い感度を有していることや、短波長側における投影光学系の結像性能によって、短波長側での色のにじみが色収差となって現われることから、目視による観察状態とは異なり、どうしても不自然な色のにじみとして認識されてしまう。

【0005】

【発明が解決しようとする課題】

10

20

30

40

50

上記のような従来技術の問題点を解消するためには、中間鏡筒内に、所定の分光透過率を有する光学素子（フィルタ）を配置するのが好適である。しかしながら、実際には、そのように構成した中間鏡筒を用いて撮影するだけでなく、そのような光学素子を介在させないで撮影をする場合があるし、また、異なる分光透過率を有する光学素子を用いて撮影することもあり得る。したがって、それらの場合のすべてに対応するためには、同じ投影光学系を内蔵した複数の中間鏡筒を用意しておかねばならなくなり、価格面や取り扱い面などからみてかなり大きな問題となってしまう。

【0006】

本発明は、このような問題点を解決するためになされたものであり、その目的とするところは、電子撮像装置を、顕微鏡等の光学装置に取り付けるために用いる中間鏡筒であって、投影光学系を備えた何種類もの中間鏡筒を用意する必要がなく、所定の分光透過率を有する光学素子だけを挿脱できるようにした中間鏡筒を提供することである。10

【0007】

【課題を解決するための手段】

上記の目的を達成するために、本発明の中間鏡筒は、光学装置に接続するための接続部が光軸方向の一方の端部側に形成されており内部に前記光学装置の光学像を投影するための投影光学系を保持している略筒状の第1のユニットと、前記電子撮像装置に接続するための接続部が光軸方向の一方の端部側に形成されており光軸方向の他方の端部が前記第1のユニットの光軸方向の他方の端部と着脱可能である略筒状の第2のユニットと、内部に所定の分光透過率を有する光学素子を保持しており必要に応じて前記第1のユニットの前記他方の端部と前記第2のユニットの前記他方の端部との間に装着される略筒状の第3のユニットと、を備え、前記第3のユニットは、装着した際に前記第1のユニットと前記第2のユニットとに挟まれる部分の光軸方向の厚みが、前記第3のユニットの装着によって生じる前記光学像の光軸方向に対する位置ずれ量と等しいことを特徴とする。20

そして、好ましくは、本発明の中間鏡筒は、前記第1のユニットの前記他方の端部には、内周面にねじ部が形成されているマウント部が設けられており、前記第2のユニットには、外周面に前記ねじ部に螺合するねじ部が形成されており、前記第3のユニットが前記マウント部の奥に挿入されているときは前記第3のユニットに突き当たるまで、また、前記第3のユニットが前記マウント部に挿入されていないときは前記マウント部の奥に突き当たるまで、前記第2のユニットの前記他方の端部を、前記マウント部にねじ込むよう構成されていることを特徴とする。30

【0008】

また、本発明の中間鏡筒は、光学装置に接続するための接続部が光軸方向の一方の端部側に形成されており内部に前記光学装置の光学像を投影するための投影光学系を保持している略筒状の第1のユニットと、前記電子撮像装置に接続するための接続部が光軸方向の一方の端部側に形成されており光軸方向の他方の端部が前記第1のユニットの光軸方向の他方の端部と着脱可能である略筒状の第2のユニットと、前記電子撮像装置に接続するための接続部が光軸方向の一方の端部側に形成されており内部に所定の分光透過率を有する光学素子を保持しており光軸方向の他方の端部が前記第1のユニットの光軸方向の他方の端部と着脱可能であり前記第1のユニットに対して前記第2のユニットとのいずれか一方のみを選択的に装着される略筒状の第3のユニットと、を備え、前記第2のユニットと前記第3のユニットとの光軸方向の長さの差が、前記第3のユニットの装着によって生じる前記光学像の光軸方向に対する位置ずれ量と等しいことを特徴とする。40

【0009】

【発明の実施の形態】

本発明の実施例及び参考例を説明する。尚、図1は、本発明の中間鏡筒を用いて、電子撮像装置を実態顕微鏡に取り付けた場合を概略的に示した側面図であり、図3は、その中間鏡筒内に挿脱可能に配置される光学素子の分光透過率特性の一例を示した線図である。また、図2、図4～図7の各図は、本発明の中間鏡筒の各実施例又は参考例を示したものである。50

【 0 0 1 0 】

先ず、図1に示されている構成を説明する。符号1は顕微鏡の本体、2は観察鏡筒、3は中間鏡筒、4は電子撮像装置（カメラ）、5は接眼レンズ、6はレボルバ、7は対物レンズ、8は標本Sを載置したステージであって、9は標本Sからの光を電子撮像装置4と接眼レンズ5に分光するプリズムである。そして、本発明の対象となる中間鏡筒3は、電子撮像装置4を取り付ける場合に必要なアダプタの役目をしている。

【 0 0 1 1 】

次に、図2を用いて、中間鏡筒3の第1実施例を具体的に説明する。図2(a)において、本体ケース11の下方位置には、顕微鏡に対する接続手段としてアリ部11aが設けられている。しかし、このようなアリ部11aによって接続せず、ねじ込み式(Cマウント)等の別の手段を用いるようにしても差し支えない。また、本体ケース11の内部には、下側から投影光学系12が挿入され、接着等によって固定されている。10

【 0 0 1 2 】

本体ケース11の内部には、上方から、光学素子（フィルタ）13を接着等によって固定した保持枠14が落し込まれ、所定の位置決めがなされている。そして、この光学素子13は、例えば図3に示すような分光透過率特性を有している。また、マウント部材15は、ねじ部15a, 15bを有していて、ねじ部15aを利用し、保持枠14に突き当たるまでねじ込まれている。また、ねじ部15bは、電子撮像装置4の接続部であるが、本発明の接続部は、このような形態に限定されず、バイオネットマウント等の他の手段を用いても差し支えない。20

【 0 0 1 3 】

図2(a)に示された中間鏡筒3は、このような構成をしているので、これを用いて電子撮像装置4を顕微鏡に取り付けた場合には、電子撮像装置4の撮像素子に達する光は、光学素子13によって短波長域が適正にカットされ、接眼レンズ5によって観察される標本像と実質的に同じ色味の像を撮影することが可能になる。

【 0 0 1 4 】

このような中間鏡筒3の構成において、光学素子13を用いないで撮影する場合は、本体ケース11からマウント部材15を外し、保持枠14を取り出してから、再度、マウント部材15を取り付けることになるが、その場合、マウント部材15のねじ込み量を図2(a)と同じにすると、結像位置がずれてしまうことになる。そのような場合、一般には、光学素子13に代えて、ダミーの光学素子（フィルタ）を配置したりすることがあるが、本実施例の場合には、図2(b)に示されているように、マウント部材15を最後までねじ込むと、その状態で、結像位置が適正に得られるようになっている。30

【 0 0 1 5 】

言い換れば、光学素子13を用いずに撮影を行なう場合は、図2(b)の状態で適正な結像位置が得られるように設計されていて、光学素子13を用いた撮影を行なう場合には、結像位置のずれ分（像ずれ量）は、保持枠14の厚さで補正されるようになっている。したがって、この第1実施例の構成は、分光透過率特性の異なる光学素子を選択して使用するようになった場合でも、夫々の保持枠の厚さを像ずれ量に合わせて決めてやればよいことになる。そして、具体的な構成は夫々異なるものの、このような配慮は、以下に説明する全ての実施例においてなされている。40

【 0 0 1 6 】

また、この第1実施例においては、光学素子13が、本体ケース11に取り付けられている投影光学系12と、電子撮像装置4を取り付けるねじ部15bとの間に配置されている。このことは、以下に説明する各実施例の場合も同様であって、このような配置によって、次のような利点がある。即ち、光学素子13を中間像位置や投影光学系12の下方位置に配置する場合より、構成が複雑にならず、設計の自由度も大きい。特に、投影光学系12は投影倍率が低くなるにつれその位置が顕微鏡側に近づく。そのため、投影光学系12の下方に光学素子13を配置すると、投影光学系12と光学素子13が接触することも有り得るが、本実施例のような配置にしておけば、このような問題は生じない。また、本体50

ケース 1 1 を顕微鏡に取り付けておいたままで、光学素子 1 3 の挿脱が容易に行える。また、光学素子の配置位置が中間像位置ではないので、光学素子 1 3 のゴミや傷が目立たない。また、一番光束径が小さくなる部位なので、光学素子の径が小さくて済む。更に、投影光学系 1 2 がテレセントリック設計の場合には、あまり収差に悪影響を与えないで済む。

【 0 0 1 7 】

次に、図 4 を用いて、中間鏡筒 3 の第 2 実施例を説明する。図 4 (a)において、本体ケース 2 1 の下方位置には、第 1 実施例の場合と同様にアリ部 2 1 a が設けられ、本体ケース 2 1 の内部下方位置には、投影光学系 2 2 が接着等によって固定されている。また、マウント部材 2 5 は、ねじ部 2 5 a , 2 5 b を有していて、その内部には所定の分光透過率を有する光学素子（フィルタ）2 3 を接着等によって固定している。そして、ねじ部 2 5 a を利用し、本体ケース 2 1 の上方から、ねじ込まれている。また、ねじ部 2 5 b は、電子撮像装置 4 の接続部である。10

【 0 0 1 8 】

この第 2 実施例は、光学素子 2 3 がマウント部材 2 5 に一体化されている点で第 1 実施例と異っている。したがって、光学素子 2 3 を用いないで撮影する場合には、マウント部材 2 5 を使用することができないので、その場合には、図 4 (b)に示されているように、もう一つのマウント部材 2 5 を取り付けることになる。そして、このマウント部材 2 5 は、マウント部材 2 5 のねじ部 2 5 a , 2 5 b と全く同じ形状のねじ部 2 5 a , 2 5 b を有しているが、光軸方向の全体寸法はマウント部材 2 5 より小さくなっていて、本体ケース 2 1 に完全にねじ込まれた状態で、適正な結像位置が得られるようになっている。このように、第 1 実施例の場合には、異なる光学素子ごとに異なる保持枠を用意することになるが、この第 2 実施例の場合には、異なるマウント部材を用意することになる。しかし、何れの場合も、一番コストのかかる投影光学系は共通に使えるため、複数の異なる種類の中間鏡筒を用意する場合と比べて価格面や取り扱い面でかなり有利である。20

【 0 0 1 9 】

次に、図 5 を用いて、中間鏡筒 3 の第 1 参考例を説明する。図 5 (a)において、本体ケース 3 1 の下方位置に、アリ部 3 1 a が設けられ、本体ケース 3 1 の内部下方位置に、投影光学系 3 2 が接着等によって固定されていることは、第 1 実施例の場合と同じである。また、マウント部材 3 5 は、本体ケースの内周面に形成されたねじ部で接続されていた第 1 実施例とは異なり、本体ケースの外周面に形成されたねじ部で接続されているが、本体ケース 3 1 に対する取付け用ねじ部 3 5 a と、電子撮像装置 4 の取付け用ねじ部 3 5 b が設けられている点は同じである。また、この参考例においては、所定の分光透過率を有する光学素子（フィルタ）3 3 を接着等によって固定している保持枠 3 4 が、本体ケース 3 1 に対してねじ込まれるようになっている。30

【 0 0 2 0 】

このような第 1 参考例の構成において、光学素子 3 3 を用いないで撮影する場合には、本体ケース 3 1 からマウント部材 3 5 を外し、次に、保持枠 3 4 を本体ケース 3 1 から外しておいて、再度、マウント部材 3 5 を取り付けることになる。そして、そのようにした場合の図 5 (b)と、図 5 (a)を比較して分かるように、この参考例の場合には、マウント部材 3 5 のねじ込み量によって結像位置を調整するようになっているので、複数の種類のマウント部材や複数の種類の保持枠を用意しなくてよいのが特徴である。更にこの参考例の場合には、光学素子 3 3 を挿脱するために、マウント部材 3 5 と電子撮像装置 4 を分離する必要がないという特徴も有している。尚、この参考例では、保持枠 3 4 を本体ケース 3 1 に取り付けているが、マウント部材 3 5 に取り付けるようにしても差し支えない。40

【 0 0 2 1 】

次に、図 6 を用いて、中間鏡筒 3 の第 2 参考例を説明する。図 6 (a)に示すように、本体ケース 4 1 の下方位置には、上記の各実施例及び参考例と同様にアリ部 4 1 a が設けられている。しかし、この参考例においては、上記の各実施例及び参考例のように、投影光学系 4 2 が本体ケース 4 1 に直接取り付けられていない。また、マウント部材が設けら50

れておらず、本体ケース41の上方位置に、電子撮像装置4を接続するためのねじ部41bが設けられている。そして、所定の分光透過率を有する光学素子（フィルタ）43は、上方から本体ケース41の内部に落し込まれ、固定リング46によって固定されている。尚、この固定リング46は、ばね力を有するCリング状の部材であるが、ねじ込み式の所謂回し環であっても構わない。

【0022】

この参考例における投影光学系42は、レンズ枠47の内部に接着等によって固定されている、そのレンズ枠47は、本体ケース41内に下方から挿入されている。また、本体ケース41の側面には開口部が形成されていて、そこには、回転部材48が回転可能に挿入されている。この回転部材48は、一般に偏心ピンと称されていて、先端面の偏心位置にピン48aを有しており、それを、レンズ枠47の周面に形成された溝47aに嵌合させている。また、この回転部材48の周面にリング状に形成された溝には、抜け止めねじ49の先端が嵌合していて、回転部材48の軸方向への移動を規制している。10

【0023】

この第2参考例において、光学素子43を用いないで撮影する場合が、図6(b)に示されている。即ち、光学素子43は、固定リング46を外しておいてから、外されている。また、この参考例にはマウント部材が設けられていないので、結像位置の調整は、回転部材48を回転させて行う。図6(c)は、それを理解し易く示している。図6(c)の左側は、図6(a)におけるレンズ枠47の状態を示し、図6(c)の右側は、図6(b)におけるレンズ枠47の状態を示したものであって、回転部材48を回転させることによって、レンズ枠47が距離Aだけ上方へ移動し、結像位置が調整されたことを示している。そして、光学素子43が異なる特性を有する光学素子に交換された場合にも、このようにして調整が行われる。20

【0024】

次に、図7を用いて、中間鏡筒3の第3参考例を説明する。図7(a)に示すように、本体ケース51の下方位置には、上記の各実施例及び参考例と同様にアリ部51aが設けられている。投影光学系52は、レンズ枠57の内部に接着等によって固定されていて、そのレンズ枠57は、本体ケース51内に下方から挿入されている。そして、その挿入口には光路用の開口を有する蓋体59が、接着又はビス止めによって固定されており、レンズ枠57は、蓋体59との間に配置されている圧縮ばね58によって上方へ付勢されている。30

【0025】

本体ケース51の内部には、第1実施例のように、所定の分光透過率を有する光学素子（フィルタ）53を固定した保持枠54が、上方から落し込まれている。また、マウント部材55は、ねじ部55a, 55bを有していて、ねじ部55aを利用して本体ケース51に突き当たるまでねじ込まれていているが、そのねじ込みに際して、保持枠54とレンズ枠57とが、圧縮ばね58の付勢力に抗して、下方へ移動させられている。また、ねじ部55bは、電子撮像装置4を取り付けるためのものである。

【0026】

このような中間鏡筒3の構成において、光学素子53を用いないで撮影する場合は、本体ケース51からマウント部材55を外し、保持枠54を取り出してから、再度、マウント部材55を取り付ける。そのようにした状態が図7(b)に示されているが、この状態においては、保持枠54の厚さ分だけ、レンズ枠57が上昇しており、それによって、適正な撮像位置が得られるようになっている。したがって、この参考例の場合には、光学素子53の分光透過率に対応して保持枠54の厚さを設定しておけば、撮像位置は自動的に調整されることになる。40

【0033】

【発明の効果】

以上の説明から明らかなように、本発明の中間鏡筒は、所定の分光透過率を有する光学素子を挿脱可能に配置しているので、その光学素子を用いる場合と用いない場合とで、投影50

光学系を有する中間鏡筒を個々に用意しておく必要がないという利点がある。また、光学素子の挿脱に伴う結像位置のずれ（像ずれ）も、容易に補正できるようにすることが可能であるし、特性の異なる複数の光学素子に対しても最小限のコストで対応させることが可能である。

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の中間鏡筒を介して電子撮像装置を取り付けた実態顕微鏡の概略側面図である。

【図2】中間鏡筒の第1実施例を示した断面図であって、図2(a)は所定の分光透過率を有する光学素子を取り付けている場合を示し、図2(b)は該光学素子を取り付けていない場合を示している。

10

【図3】本発明の各実施例に配置されている光学素子の分光透過率特性の一例を示す線図である。

【図4】中間鏡筒の第2実施例を示した断面図であって、図4(a)は所定の分光透過率を有する光学素子を取り付けている場合を示し、図4(b)は該光学素子を取り付けていない場合を示している。

【図5】中間鏡筒の第1参考例を示した断面図であって、図5(a)は所定の分光透過率を有する光学素子を取り付けている場合を示し、図5(b)は該光学素子を取り付けていない場合を示している。

【図6】中間鏡筒の第2参考例を示したものであって、図6(a)は所定の分光透過率を有する光学素子を取り付けている場合の断面図であり、図6(b)は該光学素子を取り付けていない場合の断面図であり、図6(c)は該光学素子の挿脱に伴う調整方法を説明するための図である。

20

【図7】中間鏡筒の第3参考例を示した断面図であって、図7(a)は所定の分光透過率を有する光学素子を取り付けている場合を示し、図7(b)は該光学素子を取り付けていない場合を示している。

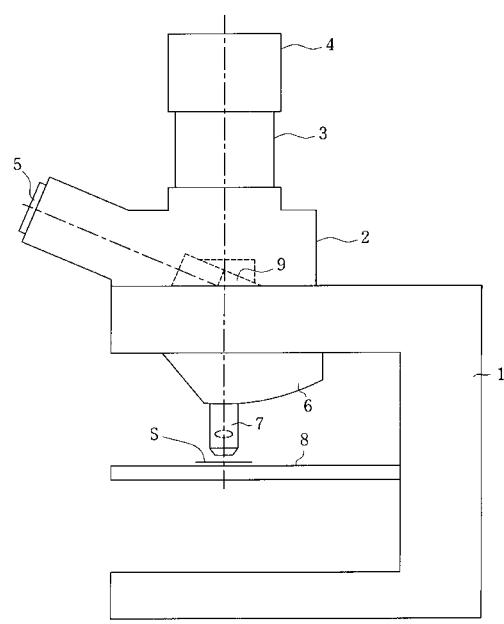
【符号の説明】

1	顕微鏡の本体	
2	観察鏡筒	
3	中間鏡筒	
4	電子撮像装置	30
5	接眼レンズ	
6	レボルバ	
7	対物レンズ	
8	ステージ	
9	プリズム	
1 1 , 2 1 , 3 1 , 4 1 , 5 1	本体ケース	
1 1 a , 2 1 a , 3 1 a , 4 1 a , 5 1 a	アリ部	
1 2 , 2 2 , 3 2 , 4 2 , 5 2	投影光学系	
1 3 , 2 3 , 3 3 , 4 3 , 5 3	光学素子	
1 4 , 3 4 , 5 4	保持枠	40
1 5 , 2 5 , 2 5 , 3 5 , 5 5	マウント部材	
1 5 a , 1 5 b , 2 5 a , 2 5 b , 2 5 a , 2 5 b , 3 5 a , 3 5 b , 5 5 a , 5 5 b	ねじ部	
4 6	固定リング	
4 7 , 5 7	レンズ枠	
4 7 a	溝	
4 8	回転部材	
4 8 a	ピン	
4 9	抜け止めねじ	
5 8	圧縮ばね	50

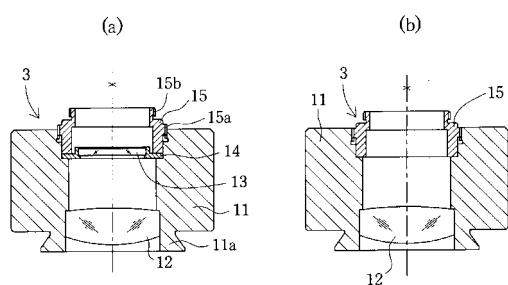
5 9

蓋体

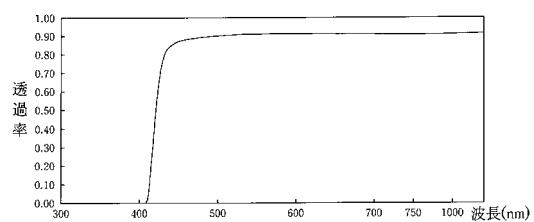
【図1】



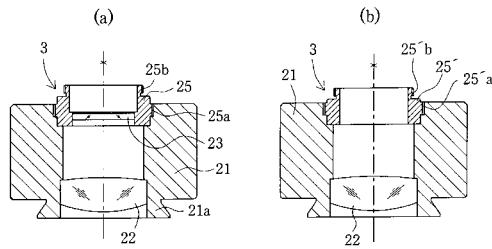
【図2】



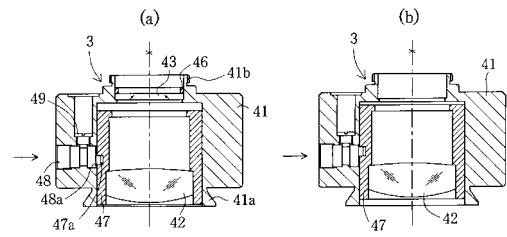
【図3】



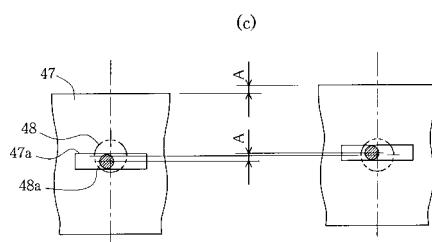
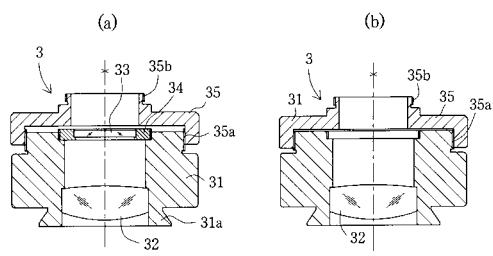
【図4】



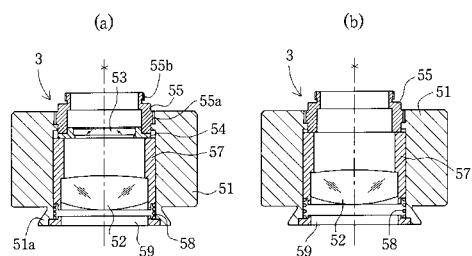
【図6】



【図5】



【図7】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平6 - 347703 (JP, A)
特開平6 - 160725 (JP, A)
実開昭55 - 103606 (JP, U)
特開2000 - 56208 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G02B 21/00 - 21/36